

○奈良市補助金等交付規則

昭和59年4月27日規則第23号

改正

平成元年3月6日規則第5号

平成元年3月6日規則第6号

平成10年3月30日規則第23号

平成27年3月31日規則第14号

奈良市補助金等交付規則

(目的)

第1条 この規則は、法令その他別に定めるもののほか、本市が交付する補助金等の交付に関する基本的な事項を定めることにより、補助金等に係る予算の執行及び補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 市が市以外の者に対して交付する補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金であつて市長が別に定めるものをいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者等 補助金等の交付の決定を受けて補助事業等を行う者をいう。

(課長等の責務)

第3条 奈良市予算の編成及び執行に関する規則（昭和39年奈良市規則第18号）第2条第1号に規定する主務課長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当たつては、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正、かつ、効率的に使用されるよう努めなければならない。

(交付の申請)

第4条 補助金等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金等交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書

(4) 工事の施工にあつては実施設計書

(5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助事業等の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項の添付書類の一部を省略させることができる。

(補助金等の交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、速やかに補助金等を交付するかどうかを決定するものとする。

2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項に修正を加えて交付の決定をすることができる。

3 市長は、申請者が次の各号のいずれかに掲げる者であるときは、補助金等の交付の決定をしないことができる。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(交付の条件)

第6条 市長は、補助金等の交付を決定する場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 補助事業等の内容、経費の配分の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。

(2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

(3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

2 市長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、前項に定める条件のほか、必要な条件を付し、又は指示をすることができる。

(決定の通知)

第7条 市長は、補助金等の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付したときはその条件を申請者に対し、補助金等交付決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

2 市長は、補助金等を交付することが不適當と認めたときは、速やかにその旨を申請者に通知す

るものとする。

(申請の取下げ)

第8条 前条の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に文書をもつて申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消等)

第9条 市長は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部若しくは一部を継続する必要がなくなった場合、又は補助事業等を遂行することができない場合（補助事業者等の責めに帰すべき事情による場合を除く。）は、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちで既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による補助金等の交付の決定の取消しにより特別に必要となつた事務又は事業に対しては、次の各号に掲げる経費に限り補助金等を交付することができる。

(1) 補助事業等に係る機械器具及び仮設物の撤去その他残務処理に要する経費

(2) 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費

3 第7条の規定は、第1項の処分をした場合について準用する。

(補助事業等の遂行)

第10条 補助事業者等は、補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件その他市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならず、いやしくも補助金等を他の用途へ使用してはならない。

(変更等の承認)

第11条 補助事業者等は、補助事業等の内容若しくは経費の配分を変更（市長の定める軽微な変更を除く。）しようとするとき、又は補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとするときは、直ちに補助事業等変更・中止（廃止）承認申請書（別記第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 市長は、補助事業者等に対し、必要に応じ、補助事業等の遂行状況の報告を求めるができる。

(補助事業等の遂行命令)

第13条 市長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行することを命ずることができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の完了の日から起算して1箇月経過した日までに、補助事業等実績報告書（別記第4号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときも、また、同様とする。

（1） 収支決算書

（2） その他市長が必要と認める書類

（補助金等の額の確定）

第15条 市長は、前条の報告を受けた場合において、当該報告に係る書類等を審査し、及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書（別記第5号様式）により、当該補助事業者等に通知するものとする。

（是正のための措置）

第16条 市長は、前条の規定による審査又は現地調査等の結果、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該補助事業等について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に命ずることができる。

2 第14条の規定は、前項の規定による命令に従つて行う補助事業等について準用する。

（補助金等の交付）

第17条 補助金等は、第15条の規定により確定した額を補助事業等が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者等は、前項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第18条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
 - (3) 前2号のほか補助事業等について補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) その他この規則又はこの規則に基づく市長の処分に違反したとき。
- 2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。
- 3 第7条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。
- (補助金等の返還)

第19条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、補助事業者等に対し、補助金等返還命令書（別記第7号様式）により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第20条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち、次の各号に掲げる財産を市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
 - (2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの
 - (3) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの
- (その他)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、昭和59年5月1日から施行し、昭和59年度の予算に係る補助金等から適用する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行前になされた補助金等に関する申請、交付の決定その他の行為は、この規則の

規定に基づいてなされたものとみなす。

(奈良市会計規則の一部改正)

3 奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

附 則（平成元年3月6日規則第5号）

1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に敬称に殿を用いて作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成元年3月6日規則第6号）

(施行期日)

1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成10年3月30日規則第23号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第14号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

第2号様式（第7条関係）

第3号様式（第11条関係）

第4号様式（第14条関係）

第5号様式（第15条関係）

第6号様式（第17条関係）

第7号様式（第19条関係）